

番号	質問	回答
1	複数店舗経営している場合は、それぞれの店舗ごとに申請できますか。	申請は1事業者につき1申請（上限：30万円）となります。取組対象経費が複数店舗にまたがる場合、対象となる店舗はゴールド認証店に登録しておく必要があります。
2	対象店舗がゴールド認証店のみとなっていますが、新たに取得すれば申請は可能ですか。	「助成金交付申請書兼実績報告書」の提出日以前にゴールド認証店に登録完了しておく必要があります。
3	デリバリー専門店やキッチンカーなどは対象となりますか。	ゴールド認証の実施要綱において、認証制度の対象を「県内の事業用施設で専ら集客を目的とするもの（その場で飲食することを主たる目的とした設備を有しない飲食店（テイクアウト型、デリバリー型の店舗など）を除く）」と規定しているため、対象外となります。
4	申請前に既に取組を開始していますが、申請は認められますか。	令和4年7月1日以降で、事前申出完了通知日より前に着手した経費についても、契約・支払いの確認（契約書や発注書、領収書等）ができれば補助対象となります。その場合の助成対象期間は、最初に経費が発生した日から4か月間となります。
5	感染拡大防止に向けた取組とありますが、パーティションの追加購入も含まれますか。以前、「飲食店におけるパーティション設置促進補助金」を受給しましたが今回の補助金を受給することは可能でしょうか。	パーティションの追加購入も対象となります。過去にパーティション設置に係る補助金を受給した場合でも、令和4年7月1日以降に同種の補助金を受給していない場合は、対象となります。
6	(1)～(3)の前向きな取組について、単体の取組では下限額の10万円に達していない場合、組み合わせて活用することは可能ですか。	(1)～(3)の前向きな取組について、複数の区分を組み合わせて活用することは可能です。
7	設備工事に時間がかかり4か月を超える見込みです。この場合、手付金さえ払ってればその額で事前申出を行うことは可能ですか。	事前申出の時点で工期が4か月を超えることが見込まれている場合は、対象外となります。
8	掛かった経費は全て助成対象になりますか。	消費税及び地方消費税は助成対象外となります。なお、補助率は、助成対象と認められる経費の9/10以内（千円未満切り捨て。上限30万円）です。助成対象外経費と超過分は自己負担となります。
9	販路拡大のため、社員がマーケティングセミナーを受講する場合、受講料や会場までの旅費等は対象経費に含まれますか。	社員の方が外部のセミナーに参加する際の実費や、会場までの旅費等は対象外となります。
10	パソコン・スマートフォンの購入は対象経費に含まれますか。	(1)～(3)のいずれかの取組に沿った内容のものであり、多言語対応など、補助目的に合致している場合は購入費用、通信料（対象期間内のみ）が対象となります。
11	ヴィーガン料理等の新メニュー開発に当たって、料理人を新規雇用しました。人件費は対象経費として考えてよいでしょうか。	事業に係る自社の直接人件費に該当するため対象外となります。
12	申請書類等は事業終了後も保管しておく必要はありますか。	助成事業対象者は、助成金に係る経理について収支を明確にした証拠書類を整備し、これらの書類を事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管する義務があります。

番号	質問	回答
13	空気清浄機に関して、HEPAフィルター以外の形式のものは対象外ですか。	その他のフィルターについても、0.3 μ mの粒子を99.97%以上補足できる性能があることがカタログ等で確認できれば対象となります。
14	広島積極ガード店ゴールド認証の登録日がわからない場合はどうすればよいですか。	登録日がわからない場合は、空欄のまま提出していただいても構いません。